

事務事業調整報告書

協議項目	14 一部事務組合等の取扱い	総務部会																																	
協議細目	一部事務組合等の取扱い																																		
<p>1. 課題、問題点等</p> <p>一部事務組合や広域連合を構成する市町村が合併を行う場合、合併前日に当該市町村は消滅し、合併時に新たな市町村ができることから、当該組合等の脱退、加入の手續や規約変更の手續が必要となります。</p> <p>合併関係市町村が構成団体となっている一部事務組合及び協議会、その他の機関については、構成団体に変動が生じるので、その取扱いについて他の構成団体と協議する必要があります。</p> <p>なお、構成団体が合併関係市町村と同一の場合、当該事務は合併市町村の事務となり、一部事務組合は消滅することとなります。その場合、当該組合の財産も引き継がれるのが通例であり、全て新自治体の会計に計上されることとなります。</p> <p>また、構成市町村の数の増減、組合等の規約の変更等には都道府県知事等の許可を要する（地方自治法第286条第1項、第291条の3）ことと、これらに係る構成市町村の議会の議決（同法第290条、第291条の11）が必要となります。</p>																																			
<p>2. 一部事務組合等の加入状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>組合名</th> <th>事務内容</th> <th>構成市町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>美西衛生施設一部事務組合(S39.4.24)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・し尿処理施設の設置、維持管理。し尿の収集、運搬及び処分 ・ゴミ処理施設、最終処分場施設の設置、維持管理。ゴミの処分 ・浄化槽等の保守点検及び清掃 </td> <td>浜坂町・温泉町</td> </tr> <tr> <td>美方郡広域事務組合(S55.12.1)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・火葬場の設置、経営及び霊柩車の運行 ・農業共済事業の事務 ・美方郡農村総合研修センターの設置及び管理 </td> <td>村岡町・浜坂町・美方町・温泉町</td> </tr> <tr> <td>美方広域消防事務組合(S57.3.1)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・消防に関する事務（消防団及び消防水利に関する事務を除く） </td> <td>村岡町・浜坂町・美方町・温泉町・香住町</td> </tr> <tr> <td>北但広域行政協議会(S41.10.8)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・法令外負担金審査事務の共同処理 </td> <td>豊岡市・城崎郡・出石郡・美方郡</td> </tr> <tr> <td>但馬広域行政事務組合(H7.10.13)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・但馬ふるさと市町村圏計画の策定、実施 ・但馬地方拠点都市地域基本計画の策定、実施 ・ふるさと市町村圏基金の設置管理 ・地域振興事業 </td> <td>但馬地域全市町</td> </tr> <tr> <td>但馬公平委員会(H10.4.1)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関する措置の要求の審査、判定 </td> <td>但馬地域全市町</td> </tr> <tr> <td>兵庫県市町村職員退職手当組合(S30.4.1)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・退職手当の支給 </td> <td>兵庫県全町、一部の市</td> </tr> <tr> <td>兵庫県町交通災害共済組合(S43.11.1)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・交通災害共済 </td> <td>兵庫県全町、篠山市</td> </tr> <tr> <td>兵庫県町議会議員公務災害補償組合(S43.12.28)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・町議会議員の公務災害補償 </td> <td>兵庫県全町</td> </tr> <tr> <td>兵庫県町土地開発公社(S48.4.3)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・公共用地等の取得、造成、管理、処分等 </td> <td>兵庫県全町(淡路除く)</td> </tr> </tbody> </table>			組合名	事務内容	構成市町	美西衛生施設一部事務組合(S39.4.24)	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿処理施設の設置、維持管理。し尿の収集、運搬及び処分 ・ゴミ処理施設、最終処分場施設の設置、維持管理。ゴミの処分 ・浄化槽等の保守点検及び清掃 	浜坂町・温泉町	美方郡広域事務組合(S55.12.1)	<ul style="list-style-type: none"> ・火葬場の設置、経営及び霊柩車の運行 ・農業共済事業の事務 ・美方郡農村総合研修センターの設置及び管理 	村岡町・浜坂町・美方町・温泉町	美方広域消防事務組合(S57.3.1)	<ul style="list-style-type: none"> ・消防に関する事務（消防団及び消防水利に関する事務を除く） 	村岡町・浜坂町・美方町・温泉町・香住町	北但広域行政協議会(S41.10.8)	<ul style="list-style-type: none"> ・法令外負担金審査事務の共同処理 	豊岡市・城崎郡・出石郡・美方郡	但馬広域行政事務組合(H7.10.13)	<ul style="list-style-type: none"> ・但馬ふるさと市町村圏計画の策定、実施 ・但馬地方拠点都市地域基本計画の策定、実施 ・ふるさと市町村圏基金の設置管理 ・地域振興事業 	但馬地域全市町	但馬公平委員会(H10.4.1)	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関する措置の要求の審査、判定 	但馬地域全市町	兵庫県市町村職員退職手当組合(S30.4.1)	<ul style="list-style-type: none"> ・退職手当の支給 	兵庫県全町、一部の市	兵庫県町交通災害共済組合(S43.11.1)	<ul style="list-style-type: none"> ・交通災害共済 	兵庫県全町、篠山市	兵庫県町議会議員公務災害補償組合(S43.12.28)	<ul style="list-style-type: none"> ・町議会議員の公務災害補償 	兵庫県全町	兵庫県町土地開発公社(S48.4.3)	<ul style="list-style-type: none"> ・公共用地等の取得、造成、管理、処分等 	兵庫県全町(淡路除く)
組合名	事務内容	構成市町																																	
美西衛生施設一部事務組合(S39.4.24)	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿処理施設の設置、維持管理。し尿の収集、運搬及び処分 ・ゴミ処理施設、最終処分場施設の設置、維持管理。ゴミの処分 ・浄化槽等の保守点検及び清掃 	浜坂町・温泉町																																	
美方郡広域事務組合(S55.12.1)	<ul style="list-style-type: none"> ・火葬場の設置、経営及び霊柩車の運行 ・農業共済事業の事務 ・美方郡農村総合研修センターの設置及び管理 	村岡町・浜坂町・美方町・温泉町																																	
美方広域消防事務組合(S57.3.1)	<ul style="list-style-type: none"> ・消防に関する事務（消防団及び消防水利に関する事務を除く） 	村岡町・浜坂町・美方町・温泉町・香住町																																	
北但広域行政協議会(S41.10.8)	<ul style="list-style-type: none"> ・法令外負担金審査事務の共同処理 	豊岡市・城崎郡・出石郡・美方郡																																	
但馬広域行政事務組合(H7.10.13)	<ul style="list-style-type: none"> ・但馬ふるさと市町村圏計画の策定、実施 ・但馬地方拠点都市地域基本計画の策定、実施 ・ふるさと市町村圏基金の設置管理 ・地域振興事業 	但馬地域全市町																																	
但馬公平委員会(H10.4.1)	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関する措置の要求の審査、判定 	但馬地域全市町																																	
兵庫県市町村職員退職手当組合(S30.4.1)	<ul style="list-style-type: none"> ・退職手当の支給 	兵庫県全町、一部の市																																	
兵庫県町交通災害共済組合(S43.11.1)	<ul style="list-style-type: none"> ・交通災害共済 	兵庫県全町、篠山市																																	
兵庫県町議会議員公務災害補償組合(S43.12.28)	<ul style="list-style-type: none"> ・町議会議員の公務災害補償 	兵庫県全町																																	
兵庫県町土地開発公社(S48.4.3)	<ul style="list-style-type: none"> ・公共用地等の取得、造成、管理、処分等 	兵庫県全町(淡路除く)																																	

事務事業調整報告書

協議項目		1 4 一部事務組合の取扱い					総務部会	
協議細目		一部事務組合の取扱い						
3 . 事務事業現況比較表								
項 目 (財 産)		美西衛生施設 一部事務組合	美方郡広域 事務組合	美方広域消防 事務組合	計	備 考		
主な 財産	土地・建物 (㎡)	土 地	18,555	1,932	2,300	22,787		
		建物	木 造	82	710	90	882	
			非木造	3,960	1,321	2,402	7,683	
			計	4,042	2,031	2,492	8,565	
	備 品 (車両) (台)	乗用車		3	1	4		
		貨物車	4	2		6		
		その他	8	3	15	26		
		計	12	8	16	36		
	基 金 (千円)	財政調整基金			43,224	43,224		
		その他				-		
計		-	-	43,224	43,224			
債務 (千円)	地方債等	1,191,534	2,332	137,667	1,331,533			
	債務負担行為に基づく平成15 年度以降の支出予定額				-			

平成15年3月31日現在

一部事務組合等の取り扱いに関する法令

【地方自治法(昭和22年法律第67号)】抜粋

(機関等の共同設置)

第252条の7 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、共同して、第138条の4第1項に規定する委員会若しくは委員、同条第3項に規定する附属機関、普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員の事務を補助する吏員、書記その他の職員又は第174条第1項に規定する専門委員を置くことができる。ただし、政令で定める委員会については、この限りではない。

2 前項の規定による執行機関、附属機関若しくは職員を共同設置する普通地方公共団体の数を増減し、若しくはこれらの執行機関、附属機関若しくは職員の共同設置に関する規約を変更し、又はこれらの執行機関、附属機関若しくは職員の共同設置を廃しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。

(組合の種類及び設置)

第284条 地方公共団体の組合は、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合とする。

2 普通地方公共団体及び特別区は、第6条の場合を除くほか、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。

(組織、事務及び規約の変更)

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県に加入するものにあつては総務大臣、その他ものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りではない。

(解散)

第288条 一部事務組合を解散しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、第284条第2項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

(財産処分)

第289条 第286条又は前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。

【市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)】

(一部事務組合等に関する特例)

第9条の2 市町村の合併によりその区域の全部が新たに設置される合併市町村の区域の一部となり、又はその区域の全部が他の合併関係市町村(以下この項において「編入をする市町村」という。)に編入される合併関係市町村のうち地方自治法第284条第2項又は第3項の規定により合併関係市町村以外の一の地方公共団体(以下この項において「他の地方公共団体」という。)と一部事務組合又は広域連合(これらのうち当該編入をする市町村の加入していないものに限る。)を組織しているものがある場合においては、当該一部事務組合又は当該広域連合は、すべての合併関係市町村及び当該他の地方公共団体の協議により、当該一部事務組合もしくは当該広域連合を組織する地方公共団体の数を減少し若しくは共同処理し若しくは処理する事務を変更し、又は当該一部事務組合若しくは当該広域連合の規約を変更して、市町村の合併の日において当該一部事務組合又は広域連合とすることができる。この場合においては、同法第286条第1項本文又は第291条の3第1項の本文規定の例により、総務大臣又はと都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 地方自治法第290条又は第291条の3第2項、第5項及び第6項並びに第291条の11並びに第293条第1項の規定は、前項の場合について準用する。

【公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)】

(設立)

第10条 地方公共団体は、地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成その他の管理等を行わせるため、単独で又は他の地方公共団体と共同して、土地開発公社を設立することができる。